

平成 30 年 10 月 19 日
都 市 整 備 局

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 における宿泊施設の規定整備の考え方（案）」について 都民の皆様の御意見を募集します

都はこれまで、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）」に基づき、床面積 1,000 m²以上の宿泊施設を対象に、車いす利用者用客室の整備等を促進してきました。

都はこの度、今後の超高齢社会の進展等を見据え、建築物バリアフリー条例において、一般客室についても段差の解消や出入口の幅等に最低限の基準を設け、より多くの人ができる宿泊施設の整備を推進していくことについて、別添のとおり考え方を取りまとめました。

このことに関して、都民の皆様から幅広く御意見を募集します。

1 意見募集の対象

「建築物バリアフリー条例における宿泊施設の規定整備の考え方（案）」（別添参照）

2 意見募集期間

平成 30 年 10 月 19 日（金曜日）から 11 月 19 日（月曜日）まで

3 資料閲覧場所

東京都都市整備局のホームページ（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>）
都民情報ルーム（都庁第一本庁舎 3 階北側）
都市整備局市街地建築部建築企画課（都庁第二本庁舎 3 階南側）
多摩建築指導事務所建築指導各課（立川合同庁舎、小平合同庁舎、青梅合同庁舎）

4 意見提出方法

別紙のとおり

【問合せ先】

都市整備局 市街地建築部 建築企画課
電話 03-5388-3345

(別添)

建築物バリアフリー条例における宿泊施設の規定整備の考え方（案）

都はこれまで、バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例に基づき、床面積 1,000 m²以上の宿泊施設を対象に、車いす利用者用客室の整備等を促進してきました。

都はこの度、今後の超高齢社会の進展等を見据え、建築物バリアフリー条例において、一般客室についても段差の解消や出入口の幅等に最低限の基準を設け、より多くの人が利用できる宿泊施設の整備を求めています。

1 対象

用途：旅館業法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業の用に供する施設」。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設その他これらに類する施設を除く。

規模：床面積の合計が 1,000 m²以上の新築、増築、改築又は用途変更

2 整備する規定の概要

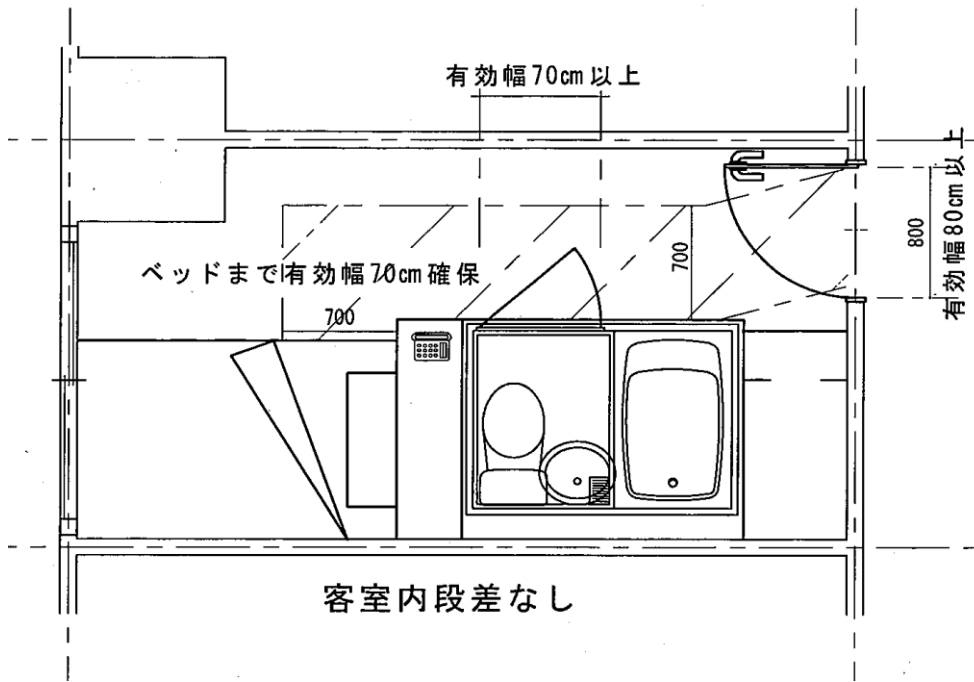
2-1 各客室までの経路

道等及び車椅子利用者用駐車施設から各客室までの経路のうち1以上の経路上に階段又は段を設けない。ただし、傾斜路やエレベーター等により階段又は段を解消する場合はこの限りではない。

2-2 客室内の基準（参考図参照）※和室部分は除く。

- ①客室の出入口の幅は 80cm 以上
- ②客室内の便所及び浴室等の出入口の幅は 70cm 以上
- ③客室内に階段又は段を設けないこと。ただし、次に掲げる場合は除く。
 - ・同一客室内において複数の階がある場合
 - ・こう配 1/12 を超えず、幅 70cm 以上の傾斜路を併設する場合
 - ・浴室の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合
- ④客室出入口から1のベッド、便所及び浴室等までの経路の幅は 70cm 以上

(参考図)



(別紙)

「建築物バリアフリー条例における宿泊施設の規定整備の考え方(案)」
への御意見提出方法

1 提出方法及び提出先

電子メール、ファクス又は郵送で提出ください(郵送は締切日消印有効)。なお、電話による受付はいたしません。

<必要とする記載事項>

- ・個人の場合 氏名、住所(区市町村名まで御記入ください)、性別、年齢
 - ・法人の場合 法人名、所在地(区市町村名まで御記入ください)、業種
- ※郵送、ファクス、電子メールの件名は、「建築物バリアフリー条例パブリックコメント」としてください。

<提出先>

- ・電子メール: S0000168(at)section.metro.tokyo.jp
※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。
- ・ファクス: 03-5388-1356
- ・郵送: 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課
やさしいまちづくり推進担当

2 留意事項

- (1) 電話による御意見の受付はいたしませんので、御了承ください。
- (2) 原則、御意見は上記方法により受け付けますが、他の方法等を希望される場合は東京都都市整備局市街地建築部建築企画課やさしいまちづくり推進担当(電話03-5388-3345)までご連絡ください。
- (3) 御意見は日本語で記載してください。
- (4) 提出いただいた御意見につきましては、個人情報を除き、公開することがあります。
- (5) いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。
- (6) ファクス番号、メールアドレス等はお間違えのないよう、お願いいたします。
- (7) メールアドレス等、電子機器の性質上得られた個人情報に関するデータは、個人情報の漏洩防止のため消去いたします。
- (8) 電子メールの場合は、メール本文への記載をお願いいたします。セキュリティ対策のため、添付ファイルは開封いたしません。